

## 羽生市止水板設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、止水板の設置を促進し、市内における浸水被害の軽減を図るため、止水板を設置する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、羽生市補助金等の交付手続等に関する規則（平成23年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 建築物の出入口等に浸水に耐える材質で、取外し又は移動が可能な止水板を設置する工事
- (2) 浸水を防ぐために止水板の設置に付随して行う関連工事

(補助事業対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内において浸水被害が発生した地域又は発生のおそれがある地域その他市長が認める地域において、補助事業を行う住宅、事業所等（以下「建物等」という。）の所有者又は使用者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利目的で止水板の設置を行う場合
- (2) 市税を滞納している場合
- (3) 建物等の新築又は増築に伴い止水板を設置する場合
- (4) 国、埼玉県又は市から浸水対策に係る補助を受けている場合
- (5) その他市長が補助金の交付の対象として不適切であると認めた場合

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助事業に要した経費の2分の1に相当する額の範囲内とし、一つの建物等について30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、一つの建物等につき1回を限度とする。

(交付申請書の様式)

第5条 規則第5条の申請書の様式は、羽生市止水板設置補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとする。

2 前項に規定する申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 案内図及び施工箇所図
- (2) 設置予定箇所の現況写真
- (3) 見積書の写し
- (4) 納税証明書等市税を滞納していない事を証明する書類
- (5) 承諾書(使用者と所有者が別の場合に限る。)
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する申請書の提出期限は、市長が別に定める。

4 申請者は、次条第1項に規定する交付決定通知書を受け取るまでは、止水板の設置に係る工事に着手してはならない。

(交付決定通知書等の様式)

第6条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、羽生市止水板設置補助金交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

2 規則第8条第2項の規定による通知は、羽生市止水板設置補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(変更等申請書の様式)

第7条 規則第10条第1項の申請書の様式は、羽生市止水板設置補助金交付申請変更承認申請書(様式第4号)のとおりとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けた場合において、承認すると決定したときは羽生市止水板設置補助金交付申請変更承認通知書（様式第5号）により、承認しないと決定したときは羽生市止水板設置補助金交付申請変更不承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（報告書の様式等）

第8条 規則第14条の報告書の様式は、羽生市止水板設置補助金交付事業完了報告書（様式第7号）のとおりとする。

2 前項に規定する報告書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 工事写真
- （2） 完成写真
- （3） 完成図
- （4） 領収書又は振込証明書
- （5） その他市長が必要と認める書類

（確定通知書の様式）

第9条 規則第15条の規定による通知は、羽生市止水板設置補助金交付額確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（交付請求書の様式）

第10条 規則第17条第2項の交付請求書の様式は、羽生市止水板設置補助金交付請求書（様式第9号）のとおりとする。

（交付決定取消通知書の様式）

第11条 規則第18条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、羽生市止水板設置補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

（返還命令通知書の様式）

第12条 規則第19条の規定による命令は、羽生市止水板設置補助金返還命令書（様式第11号）により通知しなければならない。

(財産処分の制限期間)

第13条 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、止水板の設置日から5年間とする。

(協力の要請)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて止水板の使用状況に関する情報の提供その他の協力を依頼することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。